

社会福祉法人みやこ役員報酬及び費用弁償規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人みやこ(以下「法人」という。)の役員の報酬及び費用弁償に関する事項を定めるものである。

2 この規定での役員には、評議員をも含むものである。

(報酬)

第2条 法人の役員が、法人業務のために勤務した場合、その実態に即して報酬を支給する。ただし、法人の職員が役員となっている場合は、支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員が、理事会及び監事会ならびにその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用をその都度弁償する。

2 費用弁償額は次のとおりとする。

- | | | |
|----------------------|------------|--------------|
| (1) 京都市内で開催された会議への出席 | 一回につき | 3,000円 |
| (2) 京都市外の場合 | 交通費の実費及び日当 | 1日につき 3,000円 |
| (3) 宿泊を必要とした場合 | 宿泊費実費 | 上限8,000円 |

(規定の改廃)

第4条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規定は、平成16年3月8日より施行する。

この規定は、平成17年9月17日より施行する。

この規定は、平成22年3月24日より施行する。

この規定は、平成29年9月28日より施行し、平成29年4月1日から適用する。

決定 平成17年9月17日第12回理事会(定例)・第7回評議員会(臨時)
決定 平成22年3月24日第37回理事会(定例)・第21回評議員会(定例)
決定 平成29年9月28日第78回理事会(定例)・第51回評議員会(臨時)